



第6次行財政改革大綱

～ 「西都創生」を推進する
協働による行政運営を目指して ～

平成27年3月
西 都 市

目 次

はじめに

第1章 第5次行財政改革大綱の検証	1
1 第5次行財政改革大綱の検証	1
(1) 中期財政収支見通し	1
(2) 事務事業の整理合理化	2
(3) 補助金等の見直し	4
(4) 自主財源の確保	4
(5) 公営企業等の健全経営の推進	5
(6) 組織機構の見直し	5
(7) 公共施設及び外郭団体の管理運営の合理化	5
(8) 定員管理の適正化	6
(9) 給与制度等の見直し	6
(10) 職員の意識改革と人材育成	7
(11) 市民サービス環境の整備	7
(12) 市民参画の推進	7
(13) 広報広聴機能の強化	8
第2章 行財政改革の必要性	9
1 本市を取り巻く環境	9
(1) 人口減少と少子高齢化	9
(2) 地方分権と地方創生	9
(3) 市民ニーズの多様化	10
(4) 公共施設等の管理	10
(5) 市民協働の推進	10
2 本市の財政状況	11
(1) 国・地方の財政状況	11
(2) 本市の財政状況	11
3 行財政改革の必要性	12
第3章 行財政改革の基本方針	13
1 基本方針	13
(1) 行財政改革大綱の位置づけ	13
(2) 改革の視点	13
(3) 目標	14
(4) 3つの理念	15

(5) 5つの基本姿勢	1 6
(6) 改革の実施期間	1 6
第4章 重点取組事項 -----	1 7
1 人材育成と適正な人事管理 -----	1 7
(1) 職員の意識改革と人材育成	1 7
(2) 定員管理の適正化	1 9
(3) 職員給与等の適正化	1 9
2 市民協働の推進と市民サービスの充実 -----	2 1
(1) 市民協働の推進	2 1
(2) 広報広聴機能の強化	2 2
(3) 市民サービスの充実	2 2
3 効率的、効果的な市政運営 -----	2 4
(1) 市政運営の考え方	2 4
(2) 事務事業の整理合理化	2 5
(3) 効果的な組織体制の構築	2 6
(4) 公共施設等の管理運営の合理化	2 6
4 財政の健全化 -----	2 8
(1) 計画的な財政運営	2 8
(2) 補助金等の適正化	2 8
(3) 自主財源の確保	2 9
(4) 公営企業等の健全経営の推進	3 0
第5章 行財政改革の推進体制 -----	3 1
1 大綱の公表 -----	3 1
2 推進体制 -----	3 1
用語解説 -----	3 2

【別添資料】

第1 中期財政収支見通し

第2 行政改革推進委員会意見書

はじめに

本市では、これまで「住民の福祉の増進に努め、最小の経費で最大の効果を上げる」という考えのもと、昭和61年3月の「西都市行財政改革大綱」から、5次にわたり大綱を策定し、事務事業や補助金の整理合理化、職員定数の適正化、施設等の民間委託など様々な取組を行い、着実に成果を上げてきました。

しかしながら、本市を取り巻く環境は日々大きく変化しています。

急激な人口減少社会の到来と急速な少子高齢化の進行は、地方が抱える共通の課題となっていますが、これらは、地域コミュニティ機能を大きく変化させるとともに、税収の減少や地域活力の低下など多大な影響を及ぼしています。

また、増加する社会保障費などの影響を勘案しますと、今後も厳しい財政運営を強いられることが予想されます。

そのような中、国は、「地方創生」を掲げ、地方創生の理念などをまとめた「まち・ひと・しごと創成法」を成立させ、地方自治体にも、地域の特性を生かし、具体的な施策をまとめた「地方版総合戦略」を策定するよう要請しています。

今後、地域間における競争の激化が予想されますが、持続可能な行政運営を推進し、本市の特性を生かした「西都創生」の取組を着実に実行するためには、市民の皆様との協働による取組が不可欠です。

「第6次行財政改革大綱」においては、「『西都創生』を推進する協働による行政運営を目指して」をテーマとし、人とのつながりを大切にし、市民のニーズに迅速かつ的確に対応することができる能力と責任感をもった職員を育てるとともに、地域づくり協議会等との協働を更に推進し、市民が参画し、市民の意見が市政に反映される環境を整備していくことを最重要課題として位置づけております。

今後も、「魅力と活力にあふれ、誰もが「豊かさ」を感じることができる西都市」となるよう、引き続き全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

平成27年3月

西都市長 橋 田 和 実

第1章 第5次行財政改革大綱の検証

1 第5次行財政改革大綱の検証

平成22年度から平成26年度までの5年間に取り組んだ「第5次行財政改革大綱」において、本市を取り巻く厳しい状況に耐えるべく、「第4次行財政改革大綱」の理念と取組を更に推し進め、市民との協働によるまちづくりを推進し、少数精鋭による新時代の質の高い行政サービスを目指してまいりました。

これらの取組を引き続き継承する新たな行財政改革大綱を策定するにあたり、前回大綱の主な項目について検証します。

(1) 中期財政収支見通し

中期財政収支見通しでは、地方債現在高は減少するなど改善は見込まれるものの平成23年度以降において収支不足が予想されていました。

しかしながら、行財政改革の継続実施などの取組により、財政収支の均衡を図るとともに、基金の積立金は増額することができました。

(単位：百万円)

項目		H22	H23	H24	H25	H26
計画	歳入	16,293	15,782	15,537	15,694	15,608
	歳出	16,232	15,993	16,033	16,085	15,989
	収支(歳入-歳出)	61	▲ 211	▲ 496	▲ 391	▲ 381
	市債	11,600	11,110	10,658	10,332	10,331
	基金	5,099	5,045	5,150	5,122	5,141
実績	歳入	17,904	16,155	15,503	17,283	18,268
	歳出	17,239	15,662	15,039	16,672	17,968
	収支(歳入-歳出)	665	493	464	611	300
	市債	11,474	10,824	10,236	9,893	10,108
	基金	5,704	6,640	6,683	7,197	6,633

※平成26年度実績額は、9月補正後の見込み数値

(2) 事務事業の整理合理化

限られた行政資源を有効に活用し、市民への有益性と施策に対する満足度を向上させるため、施策の選択と集中を効果的に進めてまいりました。

その一つとして、公開の場において、外部の客観的な視点から、事業の見直しの方向性について論議する「事業仕分け」を実施いたしました。

※ 事業仕分け

当初予算において、予算規模が100万円以上で市に裁量のある事業の内、外部の視点で議論を行うことが効果的と考えられる50事業を選定し実施いたしました。

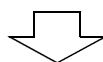
① 実施日及び対象事業数

第1回	平成23年2月27日(日)	10 事業
第2回	平成23年7月30日(土)、31日(日)	20 事業
第3回	平成23年10月1日(土)、2日(日)	20 事業

② 結 果

仕分けの結果を尊重しながら、各事業の今後のあり方について検証を行い、市の対応方針を決定いたしました。

項 目	不 要	要改善	現行通り
仕分け委員会の意見	2 事業	30 事業	18 事業



項 目	廃 止	見直し	現行通り
市の対応方針	-	23 事業	27 事業

③ 事業名及び見直し状況（23 事業中）

項 目	対応済	取組途中	再検討中	見直す必要なし
各課の対応状況	10 事業	13 事業	-	-

事業名	担当課	見直し内容	状況
文書広報事業	総務課	広報紙編集作業の業者委託検討 地域づくり協議会広報との連携	取組途中
自主防災組織事業	危機管理課	新規組織化推進及び既存組織活性化策検討 ・補助制度の見直し ・消防団、地域づくり協議会との連携 ・市民団体との連携	取組途中
企画広聴事業 (西都会事業)	総合政策課	会員拡大、会員の意見公表 モニター制度導入の検討	取組途中
地方バス路線対策事業	総合政策課	市民意見反映の場の設置 コミュニティバス導入検討	取組途中

事業名	担当課	見直し内容	状況
市民協働推進事業	市民協働推進課	NP0育成支援策検討 市民活動支援センター活用策及びコーディネーター設置検討	取組途中
観光協会助成事業	商工観光課	事業内容の精査及びコスト削減 自主財源の確保 新組織体制づくり	取組途中
勤労青少年ホーム運営事業	商工観光課	指定管理制度導入	対応済
働く婦人の家等運営事業	商工観光課	指定管理制度導入	対応済
商工会・商工会議所支援事業	商工観光課	活動内容の周知及び支援	対応済
労働福祉対策事業	商工観光課	預金預託額の縮小、融資限度額の引下げの実施 利率引下げの検討	対応済
古墳と花のある西都原事業	商工観光課	事業拡充の検討 ボランティア、地域づくりとの協力体制の拡充	対応済
文化ホール運営事業	商工観光課	指定管理制度導入	対応済
スポーツランド推進協議会	スポーツ振興課	県及び観光協会との連携強化 宿泊施設の充実 市民への周知 民間の参加促進	対応済
その他のスポーツ大会事業	スポーツ振興課	事業拡充の検討 生涯スポーツの重要性の周知 競技団体等との連携強化	取組途中
さいとふるさと産業まつり事業	農政課	他団体との共同、広域での実施 受益者負担の検討 観光協会等との連携強化 食の魅力の更なる発信	取組途中
物産・観光交流事業	農政課	事業目的の明確化 受益者負担の検討 他団体との連携強化	取組途中
ごみ減量対策事業	生活環境課	啓発方法の検討 地縁団体等との協働強化 生ごみ処理機器設置補助制度の検討 ⇒ 一般廃棄物処理基本計画の策定	対応済

事業名	担当課	見直し内容	状況
介護費	健康管理課	財源の見直し 類似事業との整理統合検討	取組途中
地域子育て支援 センター事業	福祉事務所	他団体との連携強化 ・コーディネーターの設置 ボランティアの育成、活用 利用者意識調査の実施	取組途中
公民館活動事業	社会教育課	講座内容検討 講座参加者費用負担検討 地域づくり協議会等関連団体と の連携	取組途中
青少年研修施設 管理運営事業	社会教育課	施設存続・廃止の検討 ・施設老朽化対策 ・利用者増対策	取組途中
図書館管理事業 図書貸出事業	社会教育課	人員体制見直し 市民サービス向上 ・司書育成 ・閉館時間見直し ボランティアの活用	対応済

※ 取組途中とした事業については、引き続き見直しを進めていきます。

(3) 補助金等の見直し

補助の必要性や効果等を精査し、随時見直しを行いました。

また、年度ごとの補助金の現状について、市のホームページで公開し、市民への情報提供に努めました。

年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
補助金額	1,380,069	949,632	918,516	815,751	1,291,009

※数値は一般会計決算における補助金額の合計（単位：千円）

平成25年度においては、国県等の農業関係の施設整備補助金などにより、臨時的に金額が増加しております。

(4) 自主財源の確保

本市における債権管理に関する事務の一層の適正化を図るため、「滞納金整理推進委員会」を発展的に移行させた「債権管理検討委員会」により「債権管理適正化指針」を策定し、口座振替の推進、コンビニ収納制度の開始など納付方法の改善を行うとともに、滞納状況等の調査、分析を行い、滞納の解消に努めました。

また、市有財産等の有効活用に努めました。

年 度		平成22年度		平成23年度	
		西都市	県 計	西都市	県 計
市税収納率 の推移	現年度分	98.6 %	97.9 %	98.9 %	97.7 %
	過年度分	36.5 %	22.4 %	34.1 %	22.5 %
	計	95.8 %	92.6 %	96.3 %	92.7 %
滞納処分件数		653		565	
年 度		平成24年度		平成25年度	
		西都市	県 計	西都市	県 計
市税収納率 の推移	現年度分	98.8 %	98.2 %	99.0 %	
	過年度分	31.9 %	23.6 %	38.4 %	
	計	96.5 %	93.1 %	97.0 %	
滞納処分件数		410		304	

※ データは「市町村税の状況」（宮崎県総務部市町村課発行）より抜粋。
平成25年度分は未発行のため、本市のデータを使用。

項 目	土地建物 貸付収入	建物売却 収入	土地売却 収入	計
未利用財産等の有効活用 による自主財源の確保	10,849	0	33,023	43,871

※数値は5年間の累計（単位：千円）

（５）公営企業等の健全経営の推進

水道事業における上水道事業と簡易水道事業の統合を進めるなど、業務の一層の効率化を図りながら、健全な企業経営に努めました。

また、経営内容や事業計画などの情報を引き続き公開し、経営状況の透明性を図りました。

（６）組織機構の見直し

新たな行政課題や多様化する市民ニーズに、機動的かつ柔軟に対応できる組織体制の構築に努めました。

項 目	内 容
課等の再編	平成21年度 23課 → 平成26年度 25課
危機管理体制の強化	危機管理課の設置
安定した地域医療体制の構築	地域医療対策室の設置
農林畜産担当部署の見直し	農林振興課を分課 → 農政課、農地林政課の設置
小中高連携一貫教育、学校耐震化の 促進等の対応部署の一本化	教育総務課、学校教育課の統合 → 教育政策課の設置
「記紀の道」等、都市環境整備への 取組強化	まちづくり推進室の設置 ※平成23年度～25年度

(7) 公共施設及び外郭団体の管理運営の合理化

民間でできるものは民間に委ねることを原則に公共施設の管理運営の合理化を推進しました。

平成25年度から、西都市文化ホール、西都市働く婦人の家及び西都市勤労青少年ホームの3施設に指定管理制度を導入しました。

公募により指定管理者を選定した施設については、第三者評価を行うこととし、平成26年度、西都市民会館の指定管理に関して評価を実施しました。

保育所については、平成23年度に黒生野保育所、平成25年度に札の元保育所の2つの保育所を民営化しました。

「西都市民営化保育園第三者評価委員会報告書」によりますと、保護者へのアンケート調査等において、一部の課題は見受けられますが、おおむね良好な評価を受けており、多くの保護者に民営化された保育園の運営状況が受け入れられている点や協定書の遵守事項が守られている点などから、民営化後も一定の水準にあると考えられます。

(8) 定員管理の適正化

職員の新規採用の抑制、早期退職募集制度の実施を行いながら、組織の簡素合理化や事務事業の見直し、民間委託の推進などにより適正な定員管理に努めました。

項 目	計 画	実 績
職員の定員適正化	H21:391人→H26:379人 (△12人)	H21:391人→H26:378人 (△13人)

(9) 給与制度等の見直し

職員の給与制度等については、人事院勧告、国や他の地方公共団体の状況を踏まえ適正な運用に努め、月額の特殊勤務手当の廃止、旅費日当の削減などを実施いたしました。

また、市長等の給与及び退職手当の減額を継続して実施し、平成25年度から教育長の給与に関しても、副市長と同じ10%の減額といたしました。

なお、勤務時間の弾力的な運用については、週休日や祭日出勤に対する代休、振替休暇の取得など、定着してきたものもありますが、平日の勤務時間の弾力的運用については、今後の条件整備が必要となっています。

(参考) 平成26年宮崎県内市町村別ラスパイレース指数 (指数の高い順)

順位	市町村名	指数	順位	市町村名	指数	順位	市町村名	指数
1	延岡市	100.6	10	えびの市	97.5	19	綾 町	94.7
2	日向市	100.5	11	小林市	97.4	20	川南町	94.0
3	串間市	100.5	12	高原町	96.9	21	門川町	94.0
4	宮崎市	100.2	13	新富町	96.4	22	日之影町	92.2
5	五ヶ瀬町	99.4	14	美郷町	96.4	23	都農町	92.0
6	高千穂町	98.7	15	西都市	96.3	24	西米良村	91.4
7	都城市	98.3	16	木城町	96.1	25	諸塚村	90.6
8	日南市	98.3	17	三股町	95.9	26	椎葉村	90.5
9	高鍋町	98.2	18	国富町	95.7			

(10) 職員の意識改革と人材育成

職員の意識改革については、職員を削減しても市民に対する行政サービスの質が低下することのないよう、柔軟な発想とコスト意識をもつ管理型行政から経営型行政への意識の改革を推進いたしました。

主な実施項目として掲げた職務目標の設定については、組織目標の実現に向け、自らが何をすべきかを考え、行動に移すべく、その職責に応じた職務遂行にあたっての基本姿勢や重点的に取り組むべき職務目標を毎年設定いたしました。

職員提案制度の充実については、前例にとらわれない自由な発想で効率的な行政運営や市の活性化が図れるよう、今後も継続して取り組むべき課題となりました。

次に、人材育成については、職員一人ひとりの能力を最大限に発揮させるべく「西都市人材育成基本方針」に基づき職員に応じた研修計画を毎年策定し、各種研修の充実を図ってまいりました。

また、能力と実績に基づく新たな人事評価制度については、段階的に試行を繰り返し、平成25年度から全職員を対象に実施しています。

(11) 市民サービス環境の整備

質の高いきめ細かな窓口サービスや情報化社会に対応した利便性の高い行政サービスが求められていることから、「窓口サービスの充実」や「ITを活用した市民サービスの充実」を検討してきましたが、更なるサービスの充実に向け、今後も検討し実施していく必要があります。

(12) 市民参画の推進

活力ある個性豊かな地域づくりを推進するため、市民と行政のパートナーシップを築き、より多くの市民が地域づくりに参加できる体制づくりを進めてきました。

市民との協働においては、地域コミュニティづくりを進め、市内全地区に「地域づくり協議会」が設立されました。

今後は、地域づくり協議会と既存組織との関係を整理しながら、地域課題に対し協働して取り組んでいける体制づくりが課題となっています。

(13) 広報広聴機能の強化

より多くの市民が地域づくりに参加するため、情報の共有化を図るとともに、市民の意見を幅広く聴き、市政に反映することのできる体制づくりを進めてきました。

「みんなで考える西都づくり懇談会」については、市民が市政に関する情報を共有し、市政に対する意見などを直接市長と語り合うという意味合いを鮮明にするため、名称を「市長と語る西都づくり懇談会」に改め、各地区の地域づくり協議会の主催事業として、市と協働して実施されました。

また、情報発信の充実については、防災行政無線の活用、市のホームページのリニューアル、フェイスブックの活用など、様々な媒体での情報の発信に努めました。

第2章 行財政改革の必要性

1 本市を取り巻く環境

(1) 人口減少と少子高齢化

1人の女性が生涯に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は、全国平均で1.43人（平成25年調査）と人口を維持するのに必要な水準2.08を大幅に下回り、平成25年中の国内人口の自然増減数は23万9,000人減と過去最大の減少数となっています。

高齢化率（65歳以上の人口比率）については、全国平均25.1%（平成25年10月現在）と4人に1人が65歳以上の高齢者であり、更に本市においては、32.15%（平成26年10月現在）と3人に1人近くが高齢者となっており、非常に速いペースで高齢化が進んでいます。

そのような中、平成26年5月、日本創成会議が「2040年に若年女性の割合が半減し、消滅する可能性がある自治体が896自治体にのぼる。」との試算を発表し、日本中に衝撃を与えました。

これは、2040年までに若年女性（20～39歳）の人口が50%以上減少すると想定される市町村を示したもので、若年女性が50%以上減少すると、出生率が上昇しても若年女性の流出に伴うマイナス効果が上回るため、人口流出が止まらなくなり、最終的に自治体として消滅する可能性があるとは指摘したものです。

本市は、消滅する自治体にはあがらなかったものの、同試算による若年女性の減少率は47.1%であり、基準となっている50%に極めて近い状況にあります。

さらに、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に発表した市町村別の推計人口では、2040年の本市の人口を22,541人と予測しており、人口減少が急速に進んでいくと予測しています。

この様に、全国的な人口減少・少子高齢化の進行に伴い、市税等の収入減少が予測されるなか、人口増対策は、喫緊の課題として重要性を増しています。加えて、新たな福祉関係事業、社会保障経費の増大などの課題に対し、適切に対応していかなければなりません。

(2) 地方分権と地方創生

「地方分権」の推進に伴い、国と地方の役割分担の明確化が進むなか、本市は自己決定・自己責任に基づく自立した個性豊かな行政への転換を図り、多様で活力あるまちづくりを進めてきました。

現在、国においては、安倍内閣が「地方創生」を掲げ、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、人口減少・少子高齢化に国が主導的に取り組むことで地方の活性化を図ろうとしています。

本市としても、いかなる情勢の変化にも迅速に対応できるよう努めるだけでなく、自ら積極的に地域の実情に沿った活性化「西都創生」を図るため、行財政運営の基盤を確立していかなければなりません。

(3) 市民ニーズの多様化

社会情勢の変化に伴い、市民の価値観やニーズに多様化が進み、行政課題は多岐にわたります。また、国、県からの権限移譲により市町村が取り扱う業務は増加傾向にあり、市民に最も身近な地方自治体である本市には、公共サービスを低下させることなく、今後も質の高いサービスを提供することが求められています。

市民ニーズを把握し、地域の個性や価値観を重視した公共サービスを提供し続けるためにも、新たな行政課題に的確に対応できる組織体制を構築しなければなりません。

(4) 公共施設等の管理

高度成長期を中心に整備された公共施設、社会インフラ（以下「公共施設等」と言います。）の多くが、修繕や更新時期をむかえようとしています。

また、地域の活性化を図るためには、新たな公共施設等の整備も進めていく必要があります。

そのためにも、財政負担の軽減、平準化を図りながら、公共施設等の需要の変化を的確に捉え、効果的な配置管理を行わなければなりません。

(5) 市民協働の推進

人口減少等に伴う行政の経営資源の制約が厳しくなるなか、多様化する市民ニーズ、行政課題に対応するため、地縁による団体及び専門的な能力を備えた市民団体、NPO法人、企業などとのパートナーシップを構築し、それぞれの特性を生かした役割分担により市民協働による地域経営を進め、地域の活力を創出しなければなりません。

特に「地域づくり協議会」は、「自分たちの地域を自分たちの手で治めていく」ための地方自治の主体として期待されており、今後も協議を進めながら、「地域づくり協議会」を市民協働の主たるパートナーと位置付けた体制づくりを進める必要があります。

2 本市の財政状況

(1) 国・地方の財政状況

我が国の経済は、日本経済の再生に向けた取組みを進めているなか、雇用・所得環境の改善が続いており、緩やかに回復していくことが期待されている一方で、消費税引上げに伴う駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れなど景気を下押しするリスクが懸念されています。

財政状況についても、平成25年度の一般会計税収が4年連続の増加となったものの、依然として歳入に占める公債金の割合は高く、長期債務残高は主要先進国中、最悪の水準にあり、将来世代に負担をつけ回している状況はいまだ解消されていません。

また、地方財政については、総務省の概算要求において「骨太の方針」及び「中期財政計画」を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、平成26年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしていますが、平成27年度地方交付税の概算要求額は16.0兆円と今年度当初予算から8,405億円も減少しており、財政基盤が脆弱な地方には大きな影響が懸念されるところです。

なお、平成27年10月に予定されていた「消費税率の10%への引き上げ」を1年半引き延ばすことが決定され、今後、国の施策の大幅な見直しも予想されます。

(2) 本市の財政状況

本市では、これまでの改革の成果として、基金の増額を果たす一方、普通会計の市債残高は10年間で約50億円減少するなど、多くの財政指数が改善されました。

しかし、自主財源比率が低く、国・県補助金や地方交付税に大きく依存している現状は変わっておらず、財政基盤が安定しているとは言えません。

社会保障費の増大、防災対策、地域医療対策、公共施設等の耐震・老朽化対策などにより、経常的な支出の増大が見込まれますが、地域の活性化を図るため「西都創生」への取組も継続的、積極的に行う必要があります、これからも厳しい財政運営が続くものと予想されます。

3 行財政改革の必要性

国の経済対策、地方創生に対する取組の変化、人口減少・少子高齢化社会の到来など、現在は社会環境の転換期にあると考えます。

今後、様々な課題に立ち向かい、「西都創生」への取組を進めていくためには、これまでの改革を継続しながらも、中長期的な経営戦略のもと、時代の変化に的確に対応できる体制づくりが重要であり、多様化する市民ニーズを把握し、限られた行政資源をどのような仕組みで、どのように分配し、どのように投資するかを的確に判断できる経営感覚を持つことが必要です。

第6次行財政改革大綱において改革への考え方を明確にし、「選択」と「集中」による持続可能な行政運営に取り組みます。

第3章 行財政改革の基本方針

1 基本方針

(1) 行財政改革大綱の位置づけ

第6次行財政改革大綱は、本市の目指す将来像を示した「第四次西都市総合計画」を着実に実現するため、施策や組織体制の在り方、財政健全化への取組の方向性を示す指針です。

新たな取組を積極的に取り入れるとともに、地域の様々な主体と行政が協働し取り組む「地域経営」を目指し、改革の方向性を明らかにします。

(2) 改革の視点

第5次大綱を継承し、4つの視点に立ち、行財政改革を推進します。

■ 視点1 行政改革

限られた経営資源（人、もの、金、時間、情報）を有効かつ適切に活用し、最大限の効果が発揮できる簡素で効率的な体制を構築します。

■ 視点2 財政改革

限られた財源を有効活用するため、予算の重点配分を行いながら、中長期的視野に立った計画的な財政運営の確立を図ります。

■ 視点3 意識改革

行政の原動力である職員の意識改革や能力開発を行い、本市の行政能力の向上に努めます。

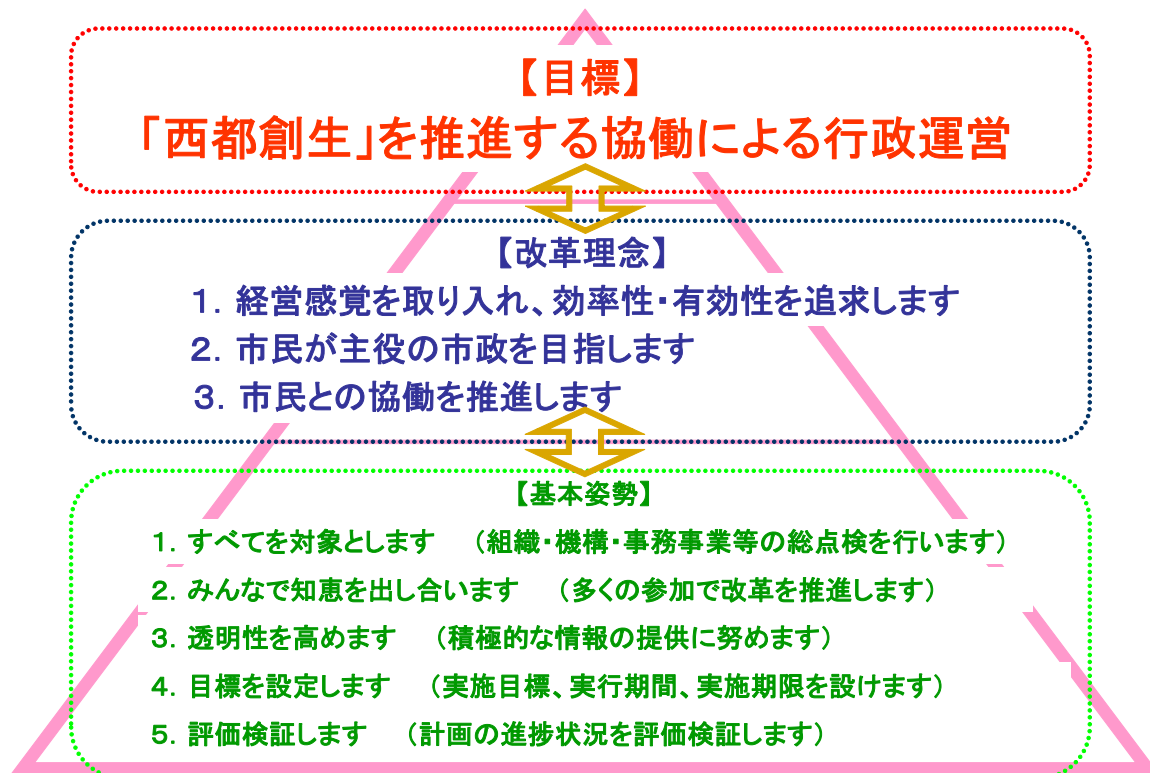
■ 視点4 協働型社会の構築

市民、NPO法人等の公益団体と行政間における情報の共有化、協働に対応した人材育成、行政組織づくりに取り組みます。また、市民の自主的、主体的な社会参加を促進するため、市民活動の支援などの協働型社会へ向けての基盤づくりを行います。

(3) 目標

本市の現状と背景を踏まえ、行財政改革が目指すものとして、『「西都創生」を推進する協働による行政運営』を目標に掲げます。

行財政改革の概念図



■ 目標 『「西都創生」を推進する協働による行政運営』

社会環境の変化に伴って常に変化する行政需要に対し、持続可能な行政運営を推進するためには、強固な財政基盤が必要です。本市においては、第4次及び第5次の行財政改革大綱に基づく取組等により、財政状況に一定の改善が図れました。

しかし、人口減少等により市税等の増加が見込まれないなか、「西都創生」の取組を着実に推進していくためには、更に地域経営を意識した市民協働による行政運営が求められています。また、そのような行政運営を行う上で、人材の育成は重要な要素となります。

今後、次の事項を最重要課題として取組を進めます。

■ 職員の意識改革と人材育成

■ 市民協働の推進

(4) 3つの理念

次の3つの理念に基づき行財政改革を推進します。

■ **理念1 経営感覚を取り入れ、効率性・有効性を追求します。**

費用対効果・成果を重視した市政運営を基本理念とします。

常にコスト意識を持ち、目標とその達成度の明確化を図り、経済性や成果を重視した視点を行政経営に取り入れていきます。

※効率性 一定の経費の制約の中で、より効果的に成果を上げること。

※有効性 一定の経費の中で、市民ニーズの充足あるいは目的に適った施策・事業となっていること。

■ **理念2 市民が主役の市政を目指します。**

市民の目線に基点を置いた市政を基本理念とします。

市民の利便性及び快適性の向上に取り組み、市民満足度の高い行政サービスの提供に努め、従来の行政手法にこだわることなく、常に市民の目線で市政の見直しと改善を進め、市民志向の改革を行います。

■ **理念3 市民との協働を推進します。**

パートナーシップに基づく市政を基本理念とします。

これまで以上に市民と行政がより良いパートナーとなり、お互いの知恵と力を出し合う市民協働のもとに役割分担を明らかにし、ともに力を合わせて新しい西都市づくりを推進します。

(5) 5つの基本姿勢

次の5つの基本姿勢で行財政改革を推進します。

■ 基本姿勢1 すべてを対象にします。

～組織・機構・事務事業等の総点検を行います～

聖域や例外を設けることなく、本市の事務事業と組織、機構、人事、財政運営等を対象に総点検を行います。

■ 基本姿勢2 みんなで知恵を出し合います。

～多くの参加で改革を推進します～

市民と行政との協働により、実効性のある改革を推進します。

■ 基本姿勢3 透明性を高めます。

～積極的な情報の提供に努めます～

市民が市政に関心を持ち、参画し、行政への信頼性を高め、真のパートナーとなって協働による市政運営を進めていくことができるよう情報提供に努めます。

■ 基本姿勢4 目標を設定します。

～実施目標、実行期間、実施期限を設けます～

市民にわかりやすい形で目標を設定し、実効性を高めます。

■ 基本姿勢5 評価検証します。

～計画の進捗状況を評価検証します～

計画の目標達成度や進捗状況などを評価・検証し、改善に努めます。

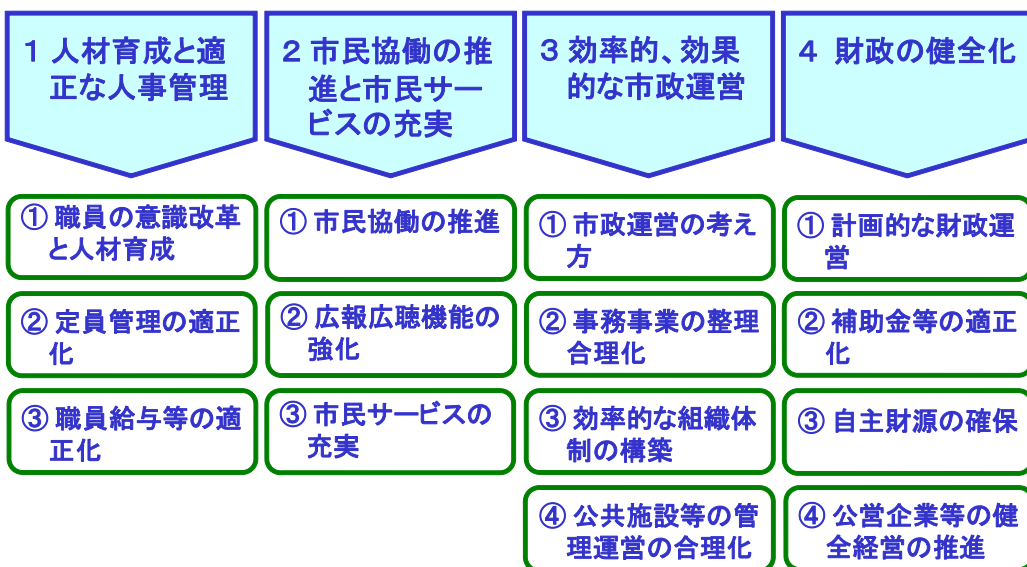
(6) 改革の実施期間

この大綱の実施期間は平成27年度から31年度までの5年間とします。しかし、財政状況等に大きな変化が見込まれる場合においては、実施期間中であっても見直しを行います。

この実施期間を超えて取り組まなければならない課題については、適切な期間を設定し、取り組むこととします。

第4章 重点取組事項

行財政改革の重点取組事項



1 人材育成と適正な人事管理

(1) 職員の意識改革と人材育成

【基本的な考え方】

行政運営において、人材の育成は重要であり、市民に直接かかわる市の職員には、人とのつながりを大切にし、ますます多様化していく市民ニーズをしっかりと把握し、迅速かつ的確に対応することができる高い企画力、事務処理能力と強い責任感が求められています。

また、市民協働を推進するため、その環境の整備をコーディネートしていく能力も求められています。

今後も、西都市人材育成基本方針に基づき職員の人材育成に努め、職員一人ひとりが、地域経営という考えのもと、現状への危機感と地域活性化に対する意欲を持ち、それぞれの立場で柔軟な発想と明確なコスト意識を持って仕事に取り組み、能力を最大限発揮できるよう意識改革に努めます。

【主な実施項目】

① 人材育成の充実

長期的な人材育成を行うため、職責に応じた階層別研修を計画的に実施し、各階層において必要とされる知識・技能の習得を図るとともに、能力開発研修、意識改革研修を実施し、企画力を持った経営感覚のある職員を育成します。

○階層別研修（新規採用職員研修・一般職員研修・新任係長研修・新任課長補佐研修・新任課長研修など）

○能力開発研修（政策形成能力・法務能力・OA研修など）

○意識改革研修（専門講師による職員研修・先進地研修・派遣研修など）

（実施計画）

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）				
	H27	H28	H29	H30	H31
階層別研修、能力開発研修の実施（継続）及び意識改革研修の実施	実施				

② 職務目標の設定

各課マニフェストの実現に向けて、職員はその職責に応じて、職務遂行にあたっての基本姿勢及び重点的に取り組むべき職務目標を毎年度設定し、組織として最大限の力を引き出します。

（実施計画）

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）				
	H27	H28	H29	H30	H31
各課マニフェストの実施（継続）	実施				

③ 人事評価制度の活用

職員一人ひとりが、自ら意欲を持って職務に取り組み、能力をより発揮できるようにするため、職員の能力や成果を評価する人事評価制度（能力評価・業績評価）を人材育成に活用します。

（実施計画）

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）				
	H27	H28	H29	H30	H31
人事評価制度（能力評価・業績評価）の人材育成への活用	検討	実施			

④ 職員提案制度の充実

職員自らが地域経営の担い手であるとの自覚を促すとともに、全庁的な「西都創生」への機運を醸成するため、日頃の業務や自己啓発を通じて考えた地域活性への取組や市民サービスの向上につながる提案等を幅広く募集する職員提案制度を充実させます。

(数値目標)

数値目標の概要	年度				
	H27	H28	H29	H30	H31
職員提案制度に対する提案数 (件)	1 5	2 0	2 5	3 0	3 5

(2) 定員管理の適正化

【基本的な考え方】

限られた財源や人員の有効活用を図り、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に弾力的かつ的確に対応し、最少の経費で最大の効果をあげるため、職員の適正配置を行い、無駄のない行政運営に努めることが求められています。

今後も、組織の簡素合理化や事務事業の見直し、民間委託の推進などにより適正な定員管理を行います。

【主な実施項目】

① 職員採用の考え方

職員採用は最小限に抑え、新規の行政需要に対しては、原則として職員の配置転換により対応します。

② 早期退職募集制度の継続

人件費削減のため、早期退職募集制度を継続します。

(定員計画)

	年度				
	H27	H28	H29	H30	H31
総職員数 (人)	3 7 8				

(3) 職員給与等の適正化

【基本的な考え方】

職員の給与制度等については、人事院勧告、国や他の地方公共団体の状況を踏まえ、職員給与の適正化に努めます。

また、勤務時間の弾力的な運用等についても引き続き取り組みます。

【主な実施項目】

① 市長、副市長及び教育長の給与の減額

市長20%、副市長、教育長10%の給与の減額を引き続き行います。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）				
	H27	H28	H29	H30	H31
市長、副市長、教育長の給与減額 (継続)	実施				

② 勤務時間の弾力的運用

市民ニーズの多様化に対応するため、業務実態に応じた時差出勤などの勤務時間の弾力的運用を行います。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）				
	H27	H28	H29	H30	H31
勤務時間の弾力的な運用	検討	実施			

③ 職員給与制度等の適正化

職員の給与制度等については、人事院勧告、国や他の地方公共団体の状況を踏まえ、今後も適正な水準を維持します。

特に、勤務時間の弾力的な運用に伴い、時間外勤務手当の削減に努めます。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）				
	H27	H28	H29	H30	H31
時間外勤務手当の削減	削減計画の策定	実施			

2 市民協働の推進と市民サービスの充実

(1) 市民協働の推進

【基本的な考え方】

活力ある個性豊かな地域づくりを推進し、地域の魅力を発信するためには、市民と行政とのパートナーシップを築き、より多くの市民が地域づくりに参加できる体制づくりが必要です。

これまで、市内全地区における「地域づくり協議会」の設立支援、「市民活動支援センター」の設立など、市民活動を推進し市民協働の担い手を育成する施策を進めてきました。

今後も、地域づくり協議会等との協働を進め、市民が参画し、市民の意見が市政に反映されるよう環境を整備します。

【主な実施項目】

① 市民協働の推進

地域づくり協議会の活動を支援することにより、地域との対話を積極的に進め、地域課題に対し協働して取り組んでいける体制づくりを進めます。

地域づくり交付金については、地域における課題や協働事業の在り方について整理し、地域づくり協議会と協議を行いながら、見直しを進めます。

また、NPO法人やボランティア団体等の活動支援を引き続き行います。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）				
	H27	H28	H29	H30	H31
地域づくり交付金の見直し	検討 	実施 			

② 地域担当職員の配置

地域担当職員を配置することにより、各支所とも連携を図りながら、地域が抱える課題解決に向け市民と職員が一緒に考えるとともに、地域と行政のパイプ役として地域密着型の行政を展開し、もって職員の意識改革を図ります。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）				
	H27	H28	H29	H30	H31
地域担当職員の配置	検討 実施 				

③ 市民の参画機会の充実

パブリックコメント制度の活用などを行うことにより、市の主要な政策を決定する際に、幅広い市民の意見の反映に努めます。

④ 女性参画の促進

男女共同参画推進条例に基づき、各種審議会等委員の女性登用率の向上に努め、登用率30%の早期実現を目指します。

(目標)

	年度				
	H27	H28	H29	H30	H31
審議会等における女性登用率	30%以上				

※第四次西都市総合計画においては、平成32年度に登用率33%を目標としています。

(2) 広報広聴機能の強化

【基本的な考え方】

より多くの市民が地域づくりに参加していくためには、市民に分かりやすい積極的な情報提供を行い情報の共有化を図ると共に、市民の意見や要望を幅広く聴き、市政に反映することのできる体制づくりが必要です。

今後も、施策の取組みや進捗状況などの情報提供を積極的に行い、市民との対話を進め地域の現状や課題を的確に把握することで、施策に反映できるよう努めます。

【主な実施項目】

① 「市長と語る西都づくり懇談会」の実施

市民が市政に関する情報を共有し、市政に対する意見などを直接市長と語り合うため、地域づくり協議会が主催する「市長と語る西都づくり懇談会」を協働で実施することにより、市民との対話及び地域の現状把握の更なる充実を図ります。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）				
	H27	H28	H29	H30	H31
「市長と語る西都づくり懇談会」の実施（継続）	実施				

② 情報発信の充実

ホームページや広報紙の充実を図るとともに、新聞、テレビ、ラジオなどのマスメディアとの連携を強化し、情報発信に努めます。

また、防災行政無線の活用に努めます。

(3) 市民サービスの充実

【基本的な考え方】

少子高齢化などにより社会環境が急速に変化しているなか、将来にわたり市民

満足度の高い市民サービスを提供するには、市民の視点に立ったサービスの提供に努めることが必要であり、市民のニーズを的確に把握して、便利で利用しやすいサービスを効率的・効果的に行うことが重要です。

今後も、行政コストと効果の両方を考慮しながら、申請手続の簡素化や事務処理の迅速化など、質の高いきめ細かなで利便性の高い行政サービスの提供に努めます。

【主な実施項目】

① 窓口サービスの充実

市民の利便性に重点を置き、市民生活に関連の深い窓口サービスを中心に、各課の横断的な連携を強化し、手続の簡素化や迅速な市民サービスの提供に努めます。

3 効率的、効果的な市政運営

(1) 市政運営の考え方

【基本的な考え方】

少子高齢化、人口減少に歯止めをかけ、地域の活性化を図り、自立した自治体となるには、総合的な観点からの的確な判断や意思決定が行われる体制を整備することが必要です。

今後も、多様化する行政課題に対し、縦割りを廃し、組織として一体的に対応することができる体制づくりに努めるとともに、専門家等の活用により、客観的な視点による効果的な市政運営に努めます。

特に、人口減少は山積する地域課題の最大の要因であり、人口に応じた対応を講じていく必要はありますが、人口は地域活力の源であり、西都市に住みたいと思ってもらえる環境改善に取り組むという視点を持ち、人口減少に歯止めをかけ、人口増加へ転じることを意識した市政運営を行います。

【主な実施項目】

① 一体的、横断的な施策推進

多様化する行政課題に対し、一体的、横断的に対応するため、引き続き、庁議等の活用による組織の連携強化を図るとともに、各課横断的な事務事業に対し、プロジェクトチームやワーキンググループの活用により更に効果的な事業実施を図ります。

② 専門家等の活用

各種専門家や民間企業経験者の活用を図り、より効果的な行財政運営を推進します。

③ 人口減少に対する取組

人口減少への対策は、状況に応じた対策と定住促進など人口の維持、増加に向けた地域活性化への対策を同時に行っていかなければならないことから、多岐に渡り、様々な事業に関連します。

今後、全庁横断的な組織として設置した「さいと未来創生総合戦略本部」において、効果的な対策を検討し実施します。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）				
	H27	H28	H29	H30	H31
「さいと未来創生総合戦略本部」による人口減少への対策	検討・実施				

(2) 事務事業の整理合理化

【基本的な考え方】

限られた行政資源を有効に活用し、市民への有益性と施策に対する満足度を向上させるためには、施策の選択と集中を効果的に進める取組が必要です。

これまで、行政評価制度の充実を図りながら、事務事業の整理合理化を進めてきました。

今後も行政の果たすべき役割を再認識し、効果的に事務事業の見直しを進め、効率的な行財政運営を図っていく必要があります。

そのためにも、更に行政評価制度の充実を図ります。

また、県や近隣自治体との連携を図りながら、広域的な視点に立った事務の共同化、効率化を検討します。

【主な実施項目】

① 行政評価制度の見直し

行政評価システムについて、組織機構と併せて見直しを行い、より効率的・効果的な市政運営を図ります。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）				
	H27	H28	H29	H30	H31
行政評価システムの見直し	検討 	実施			

② 事務の共同化、効率化の検討

近隣自治体等と共同が可能な事業、自治体間の役割分担により整理可能な事業の検討を行い、実施可能なものから取り組みます。

なお、平成27年度から「公平委員会」「固定資産評価審査委員会」「情報公開・個人情報保護審査会」の3つの委員会を児湯郡管内の町村と共同で設置します。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）				
	H27	H28	H29	H30	H31
近隣自治体等との事務事業の共同化等	検討・実施 				

③ 事務事業の民間委託

民間が取り組むことで市民サービスが維持され、更に経済性や効率性などの向上が見込まれる場合には、積極的に民間委託を推進します。

④ 経費の節減と事務の簡素合理化

経常的な経費の節減や事務改善に努め、管理費経費の一段の節約に努めます。

(3) 効率的な組織体制の構築

【基本的な考え方】

社会環境の変化に伴う新たな行政課題や多様化する市民ニーズに対し、機動的かつ柔軟に対応できる簡素で効率的な組織体制を構築します。

【主な実施項目】

① 市民協働推進体制の整備

市民協働を推進するため、支所の体制や業務内容を整備します。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）				
	H27	H28	H29	H30	H31
支所の体制や業務内容の整備	検討 	実施 			

② 関連性の高い業務の統合再編

機動的かつ柔軟に対応できる簡素で効率的な組織体制を構築するため、関連性の高い業務の統合再編を行います。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）				
	H27	H28	H29	H30	H31
効果的な組織体制の構築	検討 	実施 			

(4) 公共施設等の管理運営の合理化

【基本的な考え方】

公共施設等の修繕、更新及び新設については、少子高齢化等による公共施設等の利用状況の変化や地域活性化への影響等を踏まえながら、公共施設等の全体の状況を把握し、財政負担を軽減、平準化させるとともに、市民に理解を得つつ、最適な配置となるよう取り組んでいきます。

また、公共施設等の運営に関しては、行政関与の必要性を検討し、「民間でできるものは民間に委ねる」ことを原則に、民営化、民間委託、指定管理制度などの導入を進めてきました。

今後も、制度の有効性を検証しながら、公共施設等の効率的・効果的な管理運営を推進します。

【主な実施項目】

① 施設マネジメントへの取組

「公共施設等総合計画」の策定に併せ、市が保有し、又は借り上げている全

ての公共施設等を総合的、統括的に管理、利活用する仕組みを構築します。
(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）				
	H27	H28	H29	H30	H31
「公共施設等総合計画」の策定	検討		策定		

② 民営化及び民間委託の推進と指定管理者制度の充実

公共施設について、市民サービスの維持向上や管理経費等の縮減が図られ、効率的な管理運営が可能な施設については、民営化や民間委託を行います。

また、公の施設の管理については、基本的には指定管理者制度によることとし、未導入の施設も常に見直しを図り、効果的、効率的な管理運営を行います。

なお、公募により指定管理者を選定した施設については、原則、第三者評価を行い、指定管理者による施設の管理運営の充実に努めます。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）				
	H27	H28	H29	H30	H31
「生きがい交流広場」の指定管理制度導入	検討	実施			

③ 公立保育所の再編

公立保育所については、すべてにおいて地域性や入所動向・運営状況を考慮し、民営化や統廃合の基準を定め、再編を推進します。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）				
	H27	H28	H29	H30	H31
公立保育所の民営化等に関する基準の策定と再編の推進	検討 推進				

④ 公立学校の再編

文部科学省が、小中学校の統廃合を検討する際の指針となる「手引き」を約60年ぶりに改定したことを受け、公立学校について、少子化に伴う児童生徒数の推移や地域の事情等を考慮し、適正な在り方について検討します。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）				
	H27	H28	H29	H30	H31
公立学校の在り方の検討と検討結果の公表	検討	検討・公表			

4 財政の健全化

(1) 計画的な財政運営

【基本的な考え方】

中長期的展望にたった計画的な財政運営を推進し、持続可能な財政構造を構築します。

【主な実施項目】

① 中期財政計画の策定と公表

新たな中期財政計画を策定し、市民に理解しやすい形で公表します。

② 財政事情の公表

本市の財政事情について、市民にわかりやすく公表することに努めます。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）				
	H27	H28	H29	H30	H31
財政事情の公表（継続）	実施				

③ 新たな公会計制度の整備

企業会計の手法を導入する新たな公会計制度を整備します。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）				
	H27	H28	H29	H30	H31
新たな公会計制度の整備	検討		整備		

(2) 補助金等の適正化

【基本的な考え方】

補助金は、市の施策を展開するなかで重要な役割を担っています。しかし、見直しがなされないまま継続される傾向にあります。

これまで、運営費補助金の原則廃止や事業費補助金への移行により、補助の効果を高めてきました。

今後も、事業費補助金を含め必要性や効果等を更に精査し、適正な運用に努めます。

【主な実施項目】

① 補助金等の適正化

必要性が低い、成果の乏しい補助金等については、見直し、縮減、統合、廃

止等を行います。

② 補助金の公表

補助金の現状について、制度の透明性等を確保するため、市民への公表を行います。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）				
	H27	H28	H29	H30	H31
補助金の公表（継続）	実施				

（３）自主財源の確保

【基本的な考え方】

自己決定・自己責任という地方分権の原則からも、自主財源の安定的な確保及び拡充を図ることが重要です。

今後も、公平・適正な課税の推進に努め、収納率の向上を図るとともに、市有財産等の積極的かつ計画的な利活用を図ります。

【主な実施項目】

① 収納率の向上

口座振替等の推進などに更に取り組み、収納率の向上を図り自主財源の確保に努めます。

② 債権管理条例の策定

債権管理検討委員会において、滞納状況等の調査及び分析を行ない、収納体制の整備を進め、滞納の解消に努めるとともに、「債権管理条例」の策定に向けて取り組みます。

(実施計画)

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）				
	H27	H28	H29	H30	H31
「債権管理条例」の策定	検討	策定			

③ 市有財産等の有効活用

市有財産等についての利用状況を踏まえ活用策を検討し、未利用土地等で処分可能なものは適正な処分を行い、歳入の確保と維持管理経費の節減を図ります。

④ ふるさと納税制度の活用

「西都市を応援したい。」「西都市に頑張ってもらいたい。」という方々からの寄附金である「ふるさと納税」について、広報PRを積極的に行い、西都市の魅

力を発信することにより、制度の活用を図ります。

(4) 公営企業等の健全経営の推進

【基本的な考え方】

上水道事業企業会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計については、業務の効率化を進めるとともに、施設更新等の資金需要に対し経営基盤を更に強化し、健全な企業経営を目指します。

【主な実施項目】

① 健全経営の推進

業務の一層の効率化を図るため、組織の再編など簡素で効率的な業務執行体制のあり方について常に検討します。

② 経営状況の公表

経営内容や事業計画などの情報を開示し、市民の理解を得ながら事業を推進します。

第5章 行財政改革の推進体制

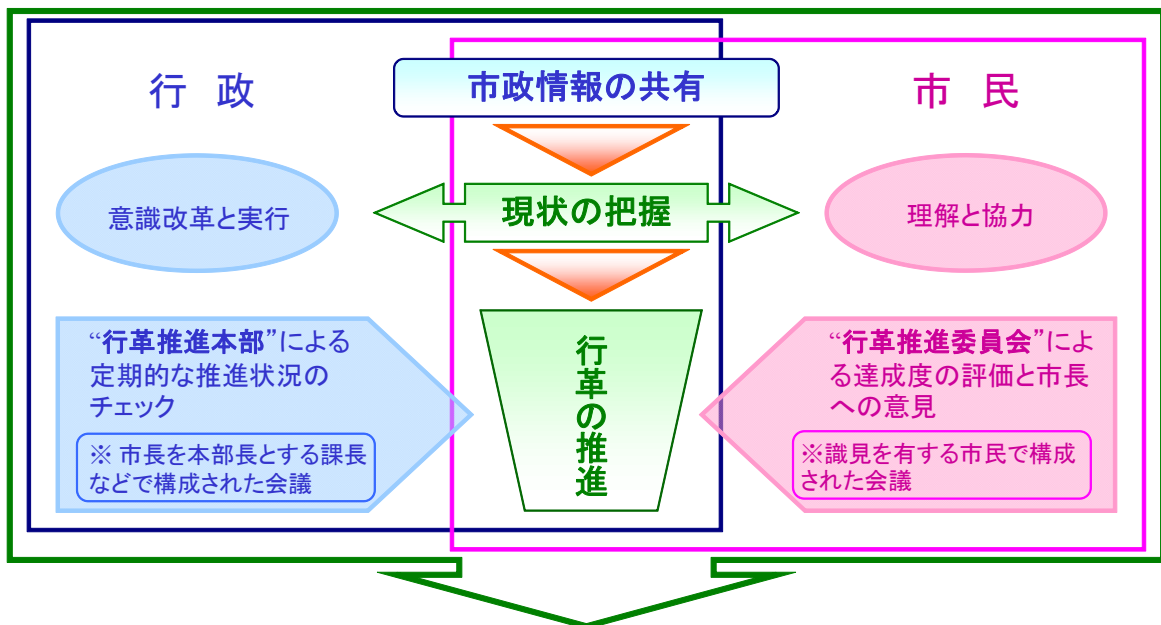
1 大綱の公表

行財政改革の推進にあたっては、市民に本市の現状を正確に理解していただき、その内容についての理解と協力を得ることが不可欠であることから、ホームページなどの各種情報通信手段を活用し、この大綱の公開と周知に努めることとします。

2 推進体制

市長を本部長とする行政改革推進本部がこの大綱に掲げた実施項目の進行管理を行い、併せて、民間有識者からなる行政改革推進委員会に報告し、委員会は市民の立場からこれを検証するとともに、市長に意見等を行い改革の推進に努めます。

行財政改革の推進体制



実効性のある行財政改革の実現

○用語解説

	用 語	説 明
あ行	I T (アイティ)	情報を取得、加工、保存、伝送するための科学技術
	運営費補助金	団体等の行う事業に公益性があると市が認識し、その団体等を経済的に支援するために補助金を支出するもの
	N P O 法人	「特定非営利活動促進法 (NPO法)」により、法人格を認められた民間の非営利団体。特定非営利活動法人
か行	行政評価システム	様々な行政の活動について、事前、中間、事後を問わず、一定の基準、指標等を用いて、その妥当性や達成度、成果を判定するしくみ
	公共施設等総合計画	人口減少等による公共施設等の利用需要の変化を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点による更新・統廃合・長寿命化などの計画を示すもの
	コーディネーター	ものごとを調整する役割の人
	コミュニティバス	路線バスやほかの交通手段でまかなうことができない地域の公共交通需要に応じて運行されるバス
さ行	債権管理条例	財政の健全化と市民負担の公平性を確保し、債権管理の適正化を図ることを目的に定める統一的なルール
	施設マネジメント	地方公共団体等が保有し、又は借り上げている全公共施設を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用するしくみ
	指定管理制度	公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。委託とは異なる。
	社会インフラ	「エネルギー」、「交通」、「水」、「通信」、「廃棄物処理」のような、社会生活を支えるために整備された公共的なしくみ
	市民協働	市民と行政が適切な役割分担のもとに協力し働くこと。互いの成果と責任を共有し合う対等な協力関係が前提となる。この場合の市民とは、個人としての市民ばかりではなく、団体や法人なども含まれる。
	事業仕分け	行政の事業の必要性ややり方を公開の場で外部の視点を入れて問い直すことで、硬直化した国や自治体の事業を再構築するための手法
	事業費補助金	団体等が行う特定の事業に対して、その事業の公益性を市が認識し、その事業を推進・奨励するために、事業費の一部あるいは全部を補助金として支出するもの
	自主財源	地方公共団体が自主的に収入しうる財源
	地方分権	地方（県、市町村など）に、できるだけ多くの権限を分散し、地方が地域の状況にあったルールを決めたり、仕事の進め方や予算の扱い方を決めることができるしくみ
な行	日本創成会議	東日本大震災からの復興を新しい国づくりの契機にしたいとして、増田寛也前岩手県知事(元総務大臣)を座長とし、平成23年5月に発足した有識者等による政策発信組織
は行	パブリックコメント制度	「意見提出手続制度」のこと。政策の立案等に際して、事前に原案を公表し、広く市民の意見を求め、これらを考慮しながら意思決定するしくみ
	フェイスブック	インターネット上の交流サービスの一つ
	ふるさと納税制度	地方自治体に対する寄付が、個人住民税から控除される制度。用途を限定している場合も多く、使い道について寄付者の一定の関与が可能。
	プロジェクトチーム	庁内組織のうち臨時又は特別の事務について、各課の職員の参加を得て短期間で解決するために設置された組織
ら行	ラスパイレス指数	地方公共団体の一般行政職の給料額（基本給）と国の行政職俸給表（一）の適用職員の俸給額（基本給）とを、学歴別や経験年数別に対比させて比較・算出したもの。国を100としている。
わ行	ワーキンググループ	特定の事項に関係を持つメンバーが議論をし、仕様やガイドラインなど運営にいかしていく場であり、委員会などの中に設置される具体的・実務的な作業や調査をする集まり

中期財政収支見通し

平成27年度～平成31年度

西都市 財政課

中期財政収支見通し

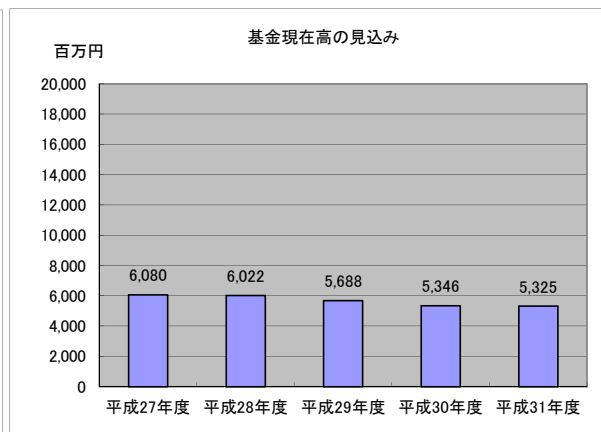
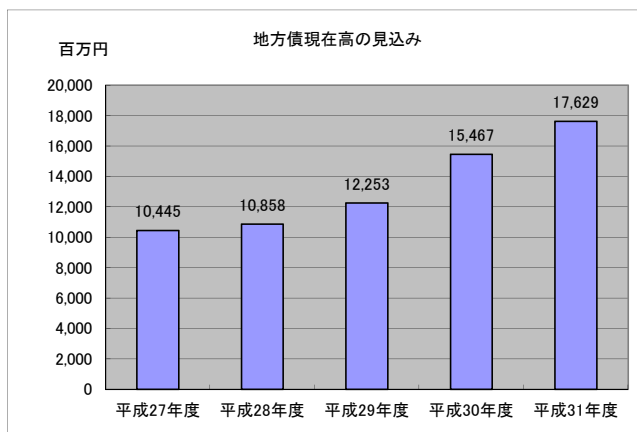
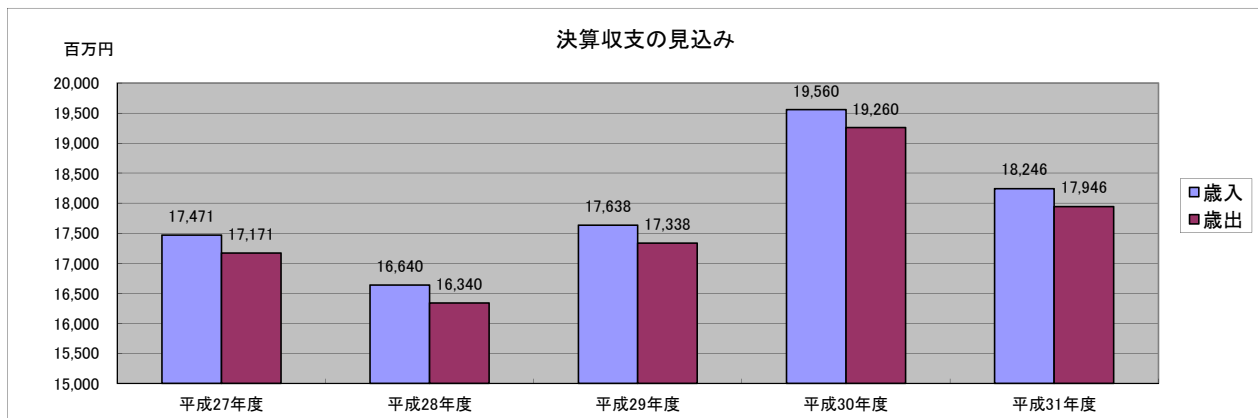
この中期財政収支見通しは、平成26年度の普通会計決算見込を基礎とし、現時点で今後見込まれる要素を、一定条件のもとに推計し、平成27年度から31年度までの5年間の試算を行ったものです。

市税の伸びが見込めない中で、大型建設事業の影響により、本市の地方債現在高は大きく増加し、基金現在高も減少が見込まれます。今後、社会保障関係費や新施設建設に伴う維持管理経費の増加も見込まれ、財政状況は厳しい状況が予想されます。このため、行財政改革の継続的な実施による歳出の抑制や歳入確保策を実施することにより、その解消を図り、出来る限り基金の取崩しに頼らない、持続可能な財政運営を行う必要があります。

総括表

(単位:百万円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
歳入	17,471	16,640	17,638	19,560	18,246
歳出	17,171	16,340	17,338	19,260	17,946
収支(歳入-歳出)	300	300	300	300	300
地方債現在高	10,445	10,858	12,253	15,467	17,629
基金現在高	6,080	6,022	5,688	5,346	5,325



中期財政収支見通し(普通会計)

【歳入歳出の推計】

(単位:百万円)

区分		決算額				推計額					
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
歳入	市税	2,830	2,888	2,875	2,922	2,889	2,831	2,826	2,813	2,744	2,755
	地方交付税	6,201	5,988	5,764	5,784	5,601	5,534	5,528	5,488	5,467	5,456
	普通交付税	5,125	5,008	4,872	4,873	4,694	4,632	4,630	4,595	4,578	4,572
	特別交付税	1,076	980	892	911	907	902	898	893	889	884
	国庫支出金	3,224	2,288	2,214	2,999	3,186	2,899	2,442	2,454	2,400	2,312
	県支出金	1,138	1,207	1,143	1,568	1,464	1,282	1,214	1,211	1,257	1,253
	繰入金	1,063	560	813	1,162	1,687	1,455	1,348	1,311	1,384	1,205
	市債	1,087	640	670	787	1,239	1,235	1,284	2,305	4,159	3,112
	その他	2,361	2,584	2,024	2,061	2,202	2,235	1,998	2,056	2,149	2,153
	合 計	17,904	16,155	15,503	17,283	18,268	17,471	16,640	17,638	19,560	18,246
歳出	義務的経費	7,453	7,341	7,300	7,175	7,242	7,572	7,624	7,710	7,938	7,911
	人件費	3,123	2,890	2,893	2,818	2,896	2,990	3,011	3,000	3,116	2,977
	扶助費	2,879	2,977	2,986	3,084	3,198	3,565	3,627	3,690	3,756	3,822
	公債費	1,451	1,474	1,421	1,273	1,148	1,017	986	1,020	1,066	1,112
	うち25年度までに発行した市債分	1,451	1,474	1,421	1,273	1,148	1,007	965	909	830	759
	一般行政経費等	6,886	6,765	6,198	7,121	6,962	7,038	7,083	6,771	6,878	6,928
	繰出金	1,725	1,709	1,827	1,875	1,997	2,078	2,050	2,091	2,107	2,088
	積立金	1,273	1,484	855	1,650	1,104	883	1,272	958	1,024	1,165
	その他	3,888	3,572	3,516	3,596	3,861	4,077	3,761	3,722	3,747	3,675
	投資的経費	2,900	1,556	1,541	2,376	3,764	2,561	1,633	2,857	4,444	3,107
	普通建設事業費	2,881	1,504	1,453	2,369	3,757	2,554	1,626	2,850	4,437	3,100
	補助事業費	1,502	548	670	1,372	1,424	1,104	585	673	544	389
	単独事業費	1,379	956	783	997	2,333	1,450	1,041	2,177	3,893	2,711
	災害復旧事業費	19	52	88	7	7	7	7	7	7	7
	合 計	17,239	15,662	15,039	16,672	17,968	17,171	16,340	17,338	19,260	17,946

(単位:百万円)

区分		決算額				推計額					
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
形式収支(歳入－歳出)		665	493	464	611	300	300	300	300	300	300

【財政指標等の推計】

(単位:百万円、%)

区分		決算額				推計額					
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
地方債現在高		11,474	10,824	10,236	9,893	10,108	10,445	10,858	12,253	15,467	17,629
基金取崩額		1,028	547	812	1,136	1,668	1,436	1,329	1,292	1,366	1,187
基金現在高		5,704	6,640	6,683	7,197	6,633	6,080	6,022	5,688	5,346	5,325
	財政調整基金	820	820	821	821	821	611	611	611	611	611
	減債基金	1,104	1,337	1,363	1,363	1,329	1,262	1,196	1,137	1,087	1,037
	その他特定目的基金	3,780	4,483	4,499	5,013	4,483	4,207	4,215	3,940	3,648	3,677
経常収支比率		87.8	88.9	92.0	90.7	93.3	94.4	94.4	95.9	97.7	96.2
実質公債費比率		12.7	11.5	10.8	10.2	8.9	6.3	4.3	3.1	3.5	4.0

推計条件

【歳入】

区分		条件内容
市税		固定資産税については平成27・30年度に評価替えを見込み、市民税は法人税割を除き納税義務者数の減により対前年度▲0.5%、たばこ税は喫煙者の減により平成27年度以降同▲1.0%
普通交付税	需要額	平成27年度以降は下記により算出 個別算定経費等(公債費以外)は、対前年度同 地域経済・雇用対策費、地域の元気創造事業費は対前年度10%減 公債費は対前年度3.3%(過去3ヶ年の平均伸び率) 臨時財政対策債振替額は対前年度同
	収入額	市税、地方譲与税等の推計を考慮し算出
特別交付税		対前年度▲0.5%
国庫支出金		扶助費、普通建設事業費に連動
県支出金		扶助費、普通建設事業費に連動
繰入金		市債管理基金は、通年分2億円プラス交付税算入分を繰入 退職手当基金は、退職者分の退職金を繰入 環境整備事業基金は、西都児湯環境整備事務負担金及び公営企業会計(上水道、簡易水道、公共下水道、農業集落排水)への繰出金に連動して繰入 公共施設整備等基金は、平成27年度以降毎年度1億円繰入 事業会計からの繰入金は対前年度同
市債		普通建設分は個別事業により積算、臨時財政対策債は対前年度同
その他	地方譲与税等	地方譲与税、利子割交付金、地方特例交付金、交通安全対策交付金等は過去の見込みによる 地方消費税交付金は平成29年度以降税率2.2%で見込む
	分担金・負担金	扶助費に連動
	使用料・手数料	扶助費に連動

【歳出】

区分		条件内容
人件費		議員人件費は、議員定数18人として積算 委員等報酬は、平成26年度見込額に選挙事務費等を加算 市長等特別職人件費は、平成26年度見込額をもとに積算 職員人件費は、退職者を補充することにより平成29年度以降333人体制(普通会計)を維持するように積算
扶助費		社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費、生活保護費は個別扶助費ごとに対前年度3.0%以内で見込み積算、その他は平成26年度に同
公債費		平成25年度以前借入分の元利償還金は、実際の償還表による 平成26年度以降の借入分は、個別事業ごとに発行額を見込み、平成25年度の借入条件等で試算した元利した償還金を各年度に加算
繰出金		国民健康保険事業特別会計の平成27年度以降繰出金は、平均被保険者数の対前年度比等により試算 介護保険事業特別会計への平成27年度以降繰出金は、計画等により試算 後期高齢者医療特別会計への平成27年度以降繰出金は、過去5ヶ年の伸び率等により試算 宮崎県後期高齢者広域連合への平成27年度以降繰出金は、過去5ヶ年の伸び率等により試算 簡易水道事業特別会計への平成27年度以降繰出金は、上水道との統合化により平成29年度以降銀鏡簡易水道のみで試算 公共下水道事業特別会計への平成27年度以降繰出金は、計画等により試算 農業集落排水への平成27年度以降繰出金は、平成26年度見込額に公債費の増減を加算
積立金		市債管理基金:平成27年度以降繰越金3億円の1/2の額を積立 退職手当基金:3ヶ年分の退職手当相当額を限度額として積立 環境整備事業基金:平成26年度以降繰入金と同額を積立
その他	物件費	平成26年度予算に選挙事務費等の臨時経費を加算
	維持補修費	平成26年度以降対前年度5,000千円増
	補助費等	西都児湯環境整備事務組合、上水道事業については個別推計 後期高齢者医療広域連合負担分(共通経費負担金・一般会計分)は対前年度同 その他西都児湯医療センター運営費負担金等を加算
	投資及び出資金 貸付金	平成27年度のみ西都児湯医療センターへの出資金2.1億円を加算、その他は上水道事業出資金のみ 実践型地域雇用創造事業貸付金は平成27年度まで、宮崎県林業公社貸付金は平成29年度まで
普通建設事業費		総合計画の実施計画等(大型建設事業を含む)により積算
災害復旧事業費		平成25年度決算と同

平成27年 3 月 27 日

西都市長 橋 田 和 実 様

西都市行政改革推進委員会
委員長 仁 科 俊一郎

西都市第 6 次行財政改革大綱に関する意見書

西都市では、これまでの行財政改革の取組により、財政状況の改善が図られてきておりますが、社会経済情勢が大きく変化している状況下では、今後も財政状況が十分に安定したものとは言い切れず、また一方では、少子高齢化や人口減少の進行は著しく、このまま何もしなければ、自治体としての存続も厳しい状況が推測されております。

今こそ、市民と行政が知恵や思いを結集し、限られた資源を有効に活用し、地域の活性化を図っていくことが求められております。

そのような状況を踏まえ、本委員会は、新たな大綱となる「西都市第 6 次行財政改革大綱」に関して、ここに意見書を提出いたします。

市当局におかれましては、本意見書の主旨を御理解いただき、市民の信頼と期待に応えるべく、実効ある取組をなされるよう要望いたします。

記

1 総括的事項について

(1) 今後、大綱に基づく具体的な取組が重要であり、取組の実施に関しては、次のことに留意すること。

- ① 具体的な取組にあたっては、実施目標、実施期間、実施期限を設け、市民に分かりやすいものとするよう努めること。
- ② 取組の進捗状況の評価・検討を行い、公表するよう努めること。

(2) 第5次行財政改革大綱における未達成内容を検証し、引き続き取り組むこと。

(3) 施策の実施に際しては、計画検討段階から市民参画を図るよう努めること。

2 重点取組事項について

(1) 人材育成と適正な人事管理について

- ① 市民等の意見を真摯に受け止め、丁寧な説明、迅速な対応ができるよう職員の育成、意識改革に努めること。
- ② 男女共同参画の観点からも、女性職員の積極的な登用に努め、女性職員の配置が一定の職種に偏ることのないよう努めること。
- ③ 今後も適正な職員数の検討を行うとともに、職員の給与等に関しては、職責、職務に見あった適正な額となるよう努めること。

(2) 市民協働の推進と市民サービスの充実について

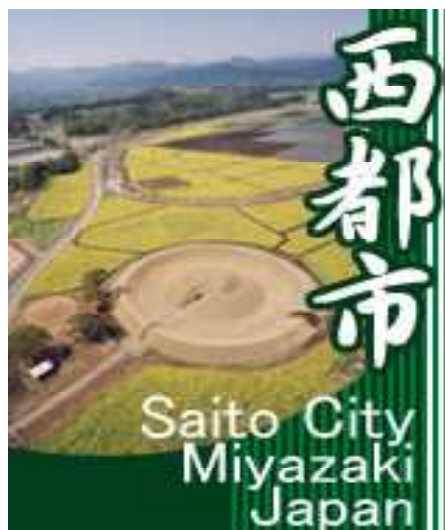
- ① 地域担当職員の配置については、支所との連携を図りながら、住民と一緒に課題に取り組むことができる“職員の顔の見える”制度とするよう検討を行い、早期の実施に努めること。
- ② 地域づくり協議会への参加者を増やす仕組みを検討するなど、事業の充実に努めること。

(3) 効率的、効果的な市政運営について

- ① 公立学校の再編は、児童生徒への教育の在り方や地域の意見を十分に勘案し、検討を行うこと。

(4) 財政の健全化について

- ① 自主財源の確保、西都市の情報発信及び産業の育成のためにも、「ふるさと納税制度」の活用に努めること。



西都市総務課

〒881-8501 西都市聖陵町二丁目 1 番地

TEL 0983-43-1112 FAX 0983-43-2067

HP <http://www.city.saito.miyazaki.jp/>